

給付年金コーナー

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

【産前産後期間の取扱い】 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【対象者】 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届出可能です。

【届出に必要な添付書類】 国民年金被保険者関係届書（申出書）と併せて次の書類が必要です。

「母子健康手帳」など、出産（予定）日及び単胎、多胎を確認できる書類

※被保険者と子が別世帯の場合は、出産証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

マイナンバーカードを利用したマイナポータルでの電子申請も可能です。国民年金の加入や保険料の免除申請もできます。

詳しくは日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）をご確認ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

マイナンバーカードはお持ちですか？



使いやすい便利な機能も増えていますので、下記QRコードからご確認ください。

また、長瀬町ではマイナンバーカード申請用の顔写真を無料で撮影しています。申請や更新の際には、ぜひご利用ください。

<マイナンバーカードができること>

- ・「顔写真付きの身分証明書」として利用
- ・「健康保険証」として利用（医療機関等で利用登録できます）
- ・「運転免許証」として利用（免許センター等で手続きが必要）
- ・コンビニで住民票等を取得（下記をご覧ください）
- ・オンラインで各種手続き（転出届、確定申告等）

このほか、マイナポータル上でも様々なコンテンツがご利用いただけます。

申請について↓



マイナンバーカードで
できること（デジタル庁）↓



コンビニ交付
について↓



コンビニ交付、ぜひご利用ください！

マイナンバーカードを使うことで全国のコンビニのマルチコピー機にて右記の証明書が取得できます。ご利用には、利用者証明用電子証明書（数字4桁）が必要です。

証明書の種類	取得できる範囲	手数料
住民票の写し	本人または 同一世帯の方	200円
印鑑登録証明書	本人	200円
所得（課税）証明書	本人	200円

問合せ 町民課 住民担当 ☎66・3111 内線126

9月の納期

●国民健康保険税
■普通徴収（第3期分）

●介護保険料
■普通徴収（第3期分）

●後期高齢者医療保険料
■普通徴収（第3期分）

※納期限は9月30日(水)です。口座振替の場合は9月28日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111 国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線112
介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143
後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123